

岐阜県公報

第六百七十八号
令和八年四月十七日

(金曜日)

目次

告示

道路の区域変更

道路の供用開始

建築基準法に基づく道路の位置指定

公示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区役員の就任

(道路維持課) 一五七

(同) 一五八

(建築指導課) 一五九

(岐阜農林事務所) 一五九

(西濃農林事務所) 一六〇

告示

岐阜県告示第二百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日

岐阜県知事 江崎 禎英

道路の種類	路線名	区間	区域敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)	備考
			前	後		
一般国道	二百五十七号	下呂市馬瀬黒石字庄ノ下 二四七番一地区地内	10.45	7.45	3.6	

岐阜県告示第二百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当る
ときは翌日

令和八年四月十七日

令和八年四月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道	道の種類	路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
八寒 幡水線			郡上市八幡町河鹿字落箭 五八〇番一地从先から 同 市同 町同 字西ノ 笠九五番二地从先まで	後	四・ 三・ 三・ 五	七三・ 一	

岐阜県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 の又 は決 定又 は告 示年 月日 ほか)
垂養 井老線			養老郡養老町中字三反田六五 八番六地从先から 同 郡同 町同 字下戸二三〇 番地先まで	一九三・ 四	令和 八・四・ 一七	令和 二・三・ 一八

岐阜県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 の又 は決 定又 は告 示年 月日 ほか)
室牧 原田線			養老郡養老町中字下戸二四六 番一地从先から 同 郡同 町同 字三反田六五 八番一地从先まで	三三〇・ 〇	令和 八・四・ 一七	令和 二・三・ 一八

岐阜県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 の又 は決 定又 は告 示年 月日 ほか)

一般国道 二百五十六号	加茂郡白川町白山字三垣一八七六番三地从先から 八郡同町同字同一八 一番一地从先まで	一四六七	令和 八・四一七	令和 三・三・九
----------------	---	------	-------------	-------------

岐阜県告示第二百五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により告示する。

令和八年四月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜・西濃建築事務所長

位 置 羽島市竹鼻町狐六字柳原一四七九番四	幅員 （メートル） 五・二〇	延長 （メートル） 三・四・三七	指定番号 岐阜県指令 岐西建築第一 二二号の一	指 定 年月日 令和 八・三・三
位 置 瑞穂市本田字畑中前七六九番四及び同番二の一部	幅員 （メートル） 四・〇一	延長 （メートル） 三・四・九〇	指定番号 岐阜県指令 岐西建築第一 二二号の一	指 定 年月日 同・三・三

中濃建築事務所長

位 置 関市吉野町七番四	幅員 （メートル） 六・〇〇	延長 （メートル） 五・〇七	指定番号 岐阜県指令 中建築第四 五号の一七	指 定 年月日 令和 八・三・二
-----------------	----------------------	----------------------	---------------------------------	---------------------------

東濃建築事務所長

位 置 中津川市昭和町二二五二番四二、同番四三、二二五三番一、同番二及び中津川市所管法定外公共物（道路及び水路）	幅員 （メートル） 六・〇〇	延長 （メートル） 八・四・五	指定番号 岐阜県指令 東建築第三 〇号の六	指 定 年月日 令和 八・一・二九
中津川市手賀野字狐塚九六番一四、同番一五、九八番二、同番八、一〇八番二六、同番二七、一〇九番二、同番三、同番四の一部及び中津川市所管法定外公共物（水路）	幅員 （メートル） 六・〇〇	延長 （メートル） 六・六	指定番号 岐阜県指令 東建築第三 〇号の五	指 定 年月日 同・三・三
中津川市手賀野字狐塚九八番九及び中津川市所管法定外公共物（水路）	幅員 （メートル） 六・〇〇	延長 （メートル） 二・四・六	指定番号 同	指 定 年月日 同
恵那市大井町字元起二二三番一、二二四番二四及び恵那市所管法定外公共物（水路）	幅員 （メートル） 四・三 六・〇〇	延長 （メートル） 九・四 二	指定番号 岐阜県指令 東建築第三 〇号の七	指 定 年月日 同・三・二
瑞浪市稲津町小里字惣作一〇六〇番一二	幅員 （メートル） 六・〇〇	延長 （メートル） 六・六	指定番号 岐阜県指令 東建築第三 〇号の八	指 定 年月日 同・三・三

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年四月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
岐阜市次木 用水土 地改良区	令和 八・三・三	理事	江崎 正彦	岐阜市次木 七五三番地
			可児 洋司	岐阜市次木 七三番地
			堀 吉政	岐阜市次木 七一〇番地一
			堀 俊郎	岐阜市次木 六三二番地
			堀 勲	岐阜市高河原 一七六番地
			大平 光夫	岐阜市日置江 一五九番地
			堀 江 隆広	岐阜市西鶉四丁目 一六〇番地
		監事	日比野 信夫	岐阜市次木 七三四番地二
			辻 光宏	岐阜市須賀三丁目 二五番地一一号
			日比野 裕二	岐阜市次木 四一〇番地一

就任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
岐阜市次木 用水土 地改良区	令和 八・四・一	理事	堀 祐三	岐阜市次木 七番地一
			日比野 直人	岐阜市次木 一一七番地
			日比野 博史	岐阜市次木 六八一番地
			堀 光雄	岐阜市次木 六二七番地
			田 中 鉄雄	岐阜市須賀三丁目 二五番一四号
			大平 雅弘	岐阜市日置江二丁目 一〇〇番地一
			堀 悟	岐阜市西鶉四丁目 一一八番地
		監事	早瀬 秀紀	岐阜市次木 六一七番地二
			堀 勲	岐阜市高河原 一七六番地
			早瀬 和也	岐阜市次木 六三五番地一

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年四月十七日

岐阜県知事 江崎 禎 英

就任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
大垣土地 改良区	令和 八・三・二四	理事	山田 修子	大垣市青野町 四一番地
			松岡 祐未	同 昼飯町二〇四八番地 I ジセレナ 二〇五号

令和八年四月十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社